

五島市監査委員公表第3号

平成21年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市議会議長、五島市長、五島市教育委員会委員長及び五島市選挙管理委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成22年6月29日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

22五議第183号
平成22年5月13日

五島市監査委員 木戸庄吾様
五島市監査委員 谷川 等様

五島市議会議長 熊川長吉

平成21年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成22年2月25日付21五監第443号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 議会事務局

2 指摘事項及び講じた措置

ア 仕様書及び設計書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書が作成されていない。又は作成されていても不備がある。仕様書及び設計書は、見積書を提出する者にとっては契約の内容、要件等を知るための資料であり、契約担任者にとっては予定価格の設定並びに監督及び検査の資料となるものである。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付すべきである。

(22年度の措置)

・仕様書を作成して競争入札を行った。

ウ 見積者を選定する理由が記載されていないもの又は記載されていても1人の者

の見積りによる理由が適切でないもの

見積者を選定する理由が記載されていない。又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でない。随意契約においては、選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、資力、信用、技術、経験等の能力を勘案の上、公正な選定を行うよう努めるべきである。また、随意契約については、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされており、1者見積りの場合は、1者随契によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的に見直しに取り組みたい。さらに、見積徴取伺い時においては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

(22年度の措置)

- ・競争入札を行った。

エ 予定価格調書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていない。又は作成されていても予定価格の作成者の記名押印がない。予定価格調書は、作成者が記名押印し、契約の相手方を決定する際に作成していなければならない書面であるから、適正に作成すべきである。

(22年度の措置)

- ・予定価格調書を作成し競争入札を行った。

カ 契約保証金の取扱いが適正でないもの

契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除している。又は契約書に契約保証金の免除の規定がない。契約保証金に関しては、財務規則第90条において、契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないと規定されている。また、財務規則第93条第1項において「契約担任者は、契約を結ぶ者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同項ただし書において契約保証金を減免できる場合が限定されている。したがって、契約書の作成に際しては、契約保証金に関する規定を設けなければならない、契約保証金を免除する場合には、契約締結伺いにその根拠条項を記載すべきであるから、関係法令等に従い、適正に取扱うべきである。

(21年度の措置)

- ・契約締結伺いに根拠条項を記載した。

(22年度の措置)

- ・契約書に契約保証金の条項を設けた。

21五総第1115号

平成22年6月11日

五島市監査委員 木戸庄吾様

五島市監査委員 谷川 等様

五島市長 中尾郁子

平成21年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成22年2月25日付け21五監第443号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 企画課 財政課 総務課 情報推進課 文化推進室 税務課
市民課 社会福祉課（松寿園を含む。） 長寿介護課 健康政策
課 国民健康保険玉之浦診療所 国民健康保険三井楽診療所
生活環境課 水道課 農林課 建設課 管理課 富江支所 玉
之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 消防本部 水道
局（分室を含む。）

2 経過措置

平成22年2月25日、監査委員から平成21年度定期監査結果報告書におきまして、随意契約事務につき不適切な事務処理が行われていたと指摘されました。

また、平成22年3月2日付け21五監第455号、監査委員事務局長通知により、監査委員からの指摘事項につきまして、市長が講じた措置を監査委員に通知する際の取扱方法につき指示がありました。

このことを受けまして、平成21年度定期監査の事情聴取の折りに配布された「平成21年度定期監査事情聴取事項」の「第1 照会事項」中の「【事情聴取における指摘】」及び「第2 指摘事項」（以下これらを「事情聴取における指摘事項」という。）につきまして、平成22年3月3日付けで総務課長名にて関係各課長等へ、同年4月9日を期限として、講じた措置を報告するよう通知いたしました。

同年4月10日以降6月3日まで、提出された報告書の内容の精査と検討を行い、再三にわたって措置方法等につき指導を行いました。

各課等から提出された報告書は、別添写しのとおりです。

なお、各課等の事情聴取における指摘事項に対して、各課等が講じた措置を集約したのが、以下3の【講じた措置】です。

3 指摘事項及び講じた措置

ア 仕様書及び設計書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書が作成されていない。又は作成されていても不備がある。仕様書及び設計書は、見積書を提出する者にとっては契約の内容、要件等を知るための資料であり、契約担任者にとっては予定価格の設定並びに監督及び検査の資料となるものである。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付すべきである。

【講じた措置】

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付することとします。

イ 随意契約の理由及び根拠条項が適切でないもの

随意契約の理由及び根拠条項が適切に記載されていない。地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約は特例であるから、随意契約によらなければならない理由及び根拠条項を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

【講じた措置】

契約締結伺いに、随意契約の理由を具体的かつ明確に追記いたしました。又地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第2号から9号まで及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）第21条の14第1項第2号から9号までの当該随意契約の当該根拠条項を追記いたしました。

ウ 見積者を選定する理由が記載されていないもの又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でないもの

見積者を選定する理由が記載されていない。又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でない。随意契約においては、選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、資力、信用、技術、経験等の能力を勘案の上、公正な選定を行うよう努めるべきである。また、随意契約については、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされており、1者見積りの場合は、1者随契によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的に見直しに取り組まれない。さらに、見積徴取伺い時においては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

【講じた措置】

見積徴取伺い時において、見積者を選定する理由が記載されていないものについては、その理由を明確にし、又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でないものについては、見積伺いにその理由を適切なものに改めて追記又は補記いたしました。

平成22年度におきましては、1者見積りの場合は1者随契によらざるを得ない業務であるかを精査・検証し見直しを行います。

エ 予定価格調書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていない。又は作成されていても予定価格調書の作成者の記名押印がない。予定価格調書は、作成者が記名押印し、契約の相手方を決定する際に作成していなければならない書面であるから、適正に作成すべきである。

【講じた措置】

今後、予定価格調書はその作成者の記名押印を徹底させるなど不備がないよう適正に作成いたします。また、予定価格調書が作成されていない理由の一つとして、職員の五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第88条の認識不足が考えられますので、同条の趣旨を周知徹底させます。

オ 予定価格調書の秘密保持の方法が適正でないもの

予定価格調書に折り目がない。又は予定価格用封筒が封かんされていない。予定価格調書は、契約の相手方の決定の基準となる予定価格を記載した書類であるから、これを特定の者に知られてしまえば、公正な競争が阻害され市が損失を被ることになるので、作成者が封入、封印し秘密を保持すべきである。

【講じた措置】

今後、予定価格調書は作成者が必ず封入・封印の上、厳正に管理し秘密の保持に努めます。

カ 契約保証金の取扱いが適正でないもの

契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除している。又は契約書に契約保証金の免除の規定がない。契約保証金に関しては、財務規則第90条において、契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないと規定されている。また、財務規則第93条第1項において「契約担任者は、契約を結ぶ者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同項ただし書において契約保証金を減免できる場合が限定されている。したがって、契約書の作成に際しては、契約保証金に関する規定を設けなければならない、契約保証金を免除する場合には、契約締結伺いにその根拠条項を記載すべきであるから、関係法令等に従い、適正に取扱うべきである。

【講じた措置】

契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除していた場合においては、財務規則第93条第1項第1号から

第8号までの当該根拠号名を追記いたしました。今後契約保証金を免除する場合は、契約締結伺いとその根拠条項を記載し、契約書の作成に際しては契約保証金の免除に関する規定を設けます。

- キ 権限を超えた契約又は決定権限を有しない者による契約であるもの
五島市事務委任規則（平成16年五島市規則第8号。以下「事務委任規則」という。）第2条の規定により、契約締結権を委任しているにもかかわらず、委任者が契約を締結している。又は契約締結伺いにおいて、五島市事務決裁規程（平成16年五島市訓令第2号。以下「事務決裁規程」という。）等の規定による決定権限を有する者の決裁を受けていない。関係規則等に従い、適正に処理すべきである。

【講じた措置】

指摘されました当該契約につきましては、事務決裁規程等の規定により当該決定権限を有する者の決裁を受けさせました。

今後、契約締結伺いにおいて、事務決裁規程等の規定を遵守させ、決定権限を有する者の決裁を受けさせるなどして、関係規則等に従い適正に処理いたします。

- ク 検査調書又は検収調書が作成されていないもの
検査調書又は検収調書を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていない。検査職員は、財務規則第100条第6項の規定により、検査又は検収をしたときは、契約金額が50万円を超えない契約を除き、検査調書又は検収調書を作成しなければならないのであるから、関係規則等に従い、適正に作成すべきである。

【講じた措置】

今後は、財務規則第100条第6項の規定を遵守し、検査又は検収をしたときは、契約金額が50万円を超えない契約を除き、検査調書又は検収調書を関係規則等に従い適正に作成いたします。

- ケ その他

(ア) 契約書が作成されていないもの

平成21年4月1日に作成すべき14件もの契約書が、同年10月5日現在作成されていないにもかかわらず、支出が行われている。また、そのうちの肝炎ウイルス検査委託契約については、契約締結伺いさえ起案されておらず、誠に遺憾である。契約を締結するときは、原則として財務規則第90条の規定により契約書を作成しなければならないが、契約書を作成する場合においては、自治法第234条第5項の規定により地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているのであるから、適正に作成すべきである。

【講じた措置】

ご指摘がありました14件の契約につきましては、10月中旬又は11月初旬に適正な契約書を作成いたしました。なお、関係職員につきましては、猛省させるとともに随意契約事務を含め事務改善につき厳しく指導いたしました。

今後は、ご指摘を真摯に受け止め、かかることのないよう職員の管理監督を更に厳正に行い、関係法令を遵守し適切なる事務の執行に努めます。

(イ) 委託料の算定が適切でないもの

高浜園地休憩施設管理業務委託契約については、契約金額に合わせた設計書が作成されており、業務内容に基づかないものになっている。今後は、他の管理業務との整合性を考慮した上で、適切な委託料の算定による契約に改めるべきである。

【講じた措置】

ご指摘のとおり本委託契約については、契約金額に合わせた設計書が作成されており、業務内容に基づかないものになっていますので、適正な契約に向けて委託先と継続して協議します。

3 監査委員からの意見及び講じた措置

【監査委員からの意見】

以上のとおり、随意契約に関する問題について指摘したが、監査を行った中で、契約に対する職員の認識不足及び組織体制の不備が見受けられた。

については、契約事務を見直し、問題点を洗い出した上で、随意契約のガイドラインを含めたマニュアルを作成し、実務研修を実施するなど、契約事務に関する職員の意識改革に取り組まれない。

また、一定額を超える場合の随意契約について、その理由の妥当性を審査し、競争入札とできないかについて検証する機能をもった組織体制作りに取り組まれない。

【講じた措置】

随意契約事務に対する職員の認識不足を払拭し、同事務の合理的かつ適切なる執行を図るため、本年3月「随意契約ガイドライン」(別紙1)を作成しました。

また、一定額を超える場合の随意契約については、その理由の妥当性を審査し、競争入札の是非を検証するため、平成22年3月2日から随意契約伺いにおいて専決者が副市長以上の場合は、財政課契約管財班へ合議することといたしました。

平成22年3月2日付け、21五財第1419号「随意契約の取扱いについて」の各課長等への通知(別紙2)により、今回受けた指摘事項により随意契約の事務処理の見直しを図るとともに、財務規則その他関係法令等を再度確認したうえで契約事務に当たることなど、随意契約事務に対する職員の意識を喚起いたしました。今後とも、契約事務についての適正化に努めてまいります。

22五教総第241号
平成22年5月11日

五島市監査委員 木戸庄吾様
五島市監査委員 谷川 等様

五島市教育委員会
委員長 山口敏雄

平成21年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成22年2月25日付21五監第443号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 教育委員会事務局

2 指摘事項及び講じた措置

ア 仕様書及び設計書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書が作成されていない。又は作成されていても不備がある。仕様書及び設計書は、見積書を提出する者にとっては契約の内容、要件等を知るための資料であり、契約担任者にとっては予定価格の設定並びに監督及び検査の資料となるものである。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付すべきである。

(22年度の措置)

- ・仕様書を作成して見積り依頼を行った。

イ 随意契約の理由及び根拠条項が適切でないもの

随意契約の理由及び根拠条項が適切に記載されていない。地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約は特例であるから、随意契約によらなければならない理由及び根拠条項を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

(21 年度の措置)

- ・ 随意契約伺いに理由及び根拠条項を記載した。

ウ 見積者を選定する理由が記載されていないもの又は記載されていても 1 人の者の見積りによる理由が適切でないもの

見積者を選定する理由が記載されていない。又は記載されていても 1 人の者の見積りによる理由が適切でない。随意契約においては、選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、資力、信用、技術、経験等の能力を勘案の上、公正な選定を行うよう努めるべきである。また、随意契約については、原則として 2 人以上の者から見積書を徴取することとされており、1 者見積りの場合は、1 者随契によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的に見直しに取り組みたい。さらに、見積徴取伺い時においては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

(21 年度の措置)

- ・ 随意契約伺いに 1 社見積の理由及び根拠条項を記載した。

エ 予定価格調書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていない。又は作成されていても予定価格の作成者の記名押印がない。予定価格調書は、作成者が記名押印し、契約の相手方を決定する際に作成していただなければならない書面であるから、適正に作成すべきである。

(22 年度の措置)

- ・ 予定価格を作成した。

カ 契約保証金の取扱いが適正でないもの

契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除している。又は契約書に契約保証金の免除の規定がない。契約保証金に関しては、財務規則第 90 条において、契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないと規定されている。また、財務規則第 93 条第 1 項において「契約担任者は、契約を結ぶ者に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同項ただし書において契約保証金を減免できる場合が限定されている。したがって、契約書の作成に際しては、契約保証金に関する規定を設けなければならない、契約保証金を免除する場合

には、契約締結伺いにその根拠条項を記載すべきであるから、関係法令等に従い、適正に取扱うべきである。

(21 年度の措置)

- ・ 契約締結伺いに根拠条項を記載した。

(22 年度の措置)

- ・ 契約書に契約保証金の条項を設けた。

ク 検査調書又は検収調書が作成されていないもの

検査調書又は検収調書を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていない。検査職員は、財務規則第100条第6項の規定により、検査又は検収をしたときは、契約金額が50万円を超えない契約を除き、検査調書又は検収調書を作成しなければならないのであるから、関係規則等に従い、適正に作成すべきである。

(22 年度の措置)

- ・ 50万円を超えるものについては検収調書を作成する。

21五選第536号
平成22年 6月14日

五島市監査委員 木戸庄吾様
五島市監査委員 谷川 等 様

五島市選挙管理委員会
委員長 川村久治

平成21年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成22年2月25日付21五監第443号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査の対象 選挙管理委員会事務局
- 2 指摘事項及び講じた措置

ア 仕様書及び設計書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書が作成されていない。又は作成されていても不備がある。仕様書及び設計書は、見積書を提出する者にとっては契約の内容、要件等を知るための資料であり、契約担任者にとっては予定価格の設定並びに監督及び検査の資料となるものである。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付すべきである。

【講じた措置】

今回の指摘事項を真摯に受け止め、平成22年度契約から設計等の内容、実例価格等を調査し、予定価格の基礎となる資料の作成に努めます。併せて、指名競争入札での契約の可能性を検討します。

キ 権限を超えた契約又は決定権限を有しない者による契約であるもの

五島市事務委任規則(平成16年五島市規則第8号)第2条の規定により、契約締結権を委任しているにもかかわらず、委任者が契約を締結している。又は契約締結伺いにおいて、五島市事務決裁規程(平成16年五島市訓令第2号)等の規定による決定権限を有する者の決裁を受けていない。関係規則等に従い、適正に処理すべきである。

【講じた措置】

今回の指摘を受け、直ちに契約業者との協議を行った。当方の錯誤により、五島市事務委任規則に反した契約締結が執行されている事実を報告した結果、双方の合意により、監査から事情聴取を受ける前に関係書類を正当な契約担任者に書き換えのうえ、書類を差し替える措置を講じました。

しかしながら、今回の事務処理が不適正であることも含め深く反省し、今後は法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。